

令和7年10月20日

第127回 講演会のお知らせ

一般財団法人不動産適正取引推進機構主催により、下記のとおり講演会を開催いたします。

1. 演 題 「区分所有法の改正と改正による不動産業者への影響」

～マンションの管理と再生の新しい仕組み～

マンションをめぐる状況が大きく変化する中、『老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律』が成立(令和7年5月23日付)し、改正「区分所有法」が施行(令和8年4月1日付)されます。この改正は宅建業者の業務にもさまざまな関わりがあり、宅建業者が必ず知っておかなければならない内容も含まれています。

本講演では、山下・渡辺法律事務所の渡辺弁護士に、改正内容やその理由・経緯等について、分かりやすく解説いただきます。渡辺弁護士は、不動産の実務経験を有し、さらに司法試験考査委員やマンション管理士試験委員を歴任されるなど、法体系、実務ともに大変造詣の深い先生です。また、本講演では時間が許す限り、質疑応答の時間を設けたいと考えておりますので、ぜひ、ご参加ください。

2. 講 師 山下・渡辺法律事務所 弁護士 渡辺 晋(ワタナベ ススム)氏

【主な経歴】1980年 三菱地所入社、1985年 三菱地所住宅販売出向、1992年 弁護士登録、最高裁判所司法研修所民事弁護教官(元)、司法試験考査委員(元)、マンション管理試験委員(現)

【主な著書】「Q&A 区分所有法の改正」(令和7年7月)、「新改訂版・不動産取引における契約不適合責任と説明義務」他(大成出版)「賃貸住宅管理業法の解説」他(住宅新報出版)

3. 日 時 令和7年11月28日(金) 14時～16時

4. 会 場 住宅金融支援機構 本店1階 “すまい・るホール” 東京都文京区後楽1丁目4番10号(案内図を参照ください。)

5. 聴講料 5,500円/1名 *消費税込です。

6. 申込期限 令和7年11月19日(水)

但し、定員(200名)になり次第締め切らせていただきます。

7. 申込方法

(1) 当機構ホームページの「講演会のご案内」から「講演会申込(一般の方)」をクリックし、必要事項をご入力の上、送信してください。

<https://www.retio.or.jp/info/index/guide/>

(2) 申込み確認メールが届きましたら、下記口座に受講料をお振込みください。

「一般財団法人 不動産適正取引推進機構 収益事業口」

ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキョウ)店 当座 0024488

みずほ銀行 新橋支店 普通 1709326

三菱UFJ銀行 本店 普通 7645737

お振込みは令和7年11月21日(金)までお願いいたします(振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします)。

8. 聴講券送付及び当日受付

聴講料のお振込みが確認でき次第、お申込み時に登録いただいたメールに聴講券をお送りいたします。講演会当日、印刷した聴講券もしくは聴講券が確認できるスマホ等の画面を受付にご提示ください。合わせて、ご本人確認のため、当日お申込み者の名刺をご持参ください。(組織に属さない個人でお申込みされた方は名刺不要です。)

【案内図】



以上